

# 血管内用超音波画像診断 装置賃貸借仕様書

荒尾市民病院

1 品名及び数量 ビジキューブ（一般名：血管内用超音波画像診断装置） 1式

2 対象機器詳細 別紙参照

3 使用量 1台/1か月×17か月

4 契約期間 令和4年（2022年）5月1日から令和5年（2023年）9月30日まで

## 5 契約に係る特約事項

5.1 この入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約である。

5.2 本件契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、本件契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合、当院は、本件契約の変更又は解除により生じた賠償の責めを負わないものとする。

## 6 一般的条項

6.1 受注者は、機器の納入期限を順守するとともに、納品にあたっては事故が生じないよう十分配慮し、疑義が生じた場合には、担当者に速やかに連絡すること。

6.2 機器を当院に引き渡すまでの調整、保安及びその他必要な管理については、受注者が責任を持って行うこと。

6.3 受注者は機器の引き渡しの際、下記の書類を提出すること。

6.3.1 機器の構造、機能及び取扱いに関する説明書（日本語であること）。

6.3.2 機器に付属する消耗品及び予備品の明細一覧表。

6.4 担当者の指示に従い、納品・組立・据付・調整を行うこと。

7 納品場所 荒尾市民病院（心カテ室）

8 機器の性能、機能に関する要件 仕様書（別紙参照）

## 9 設置条件

9.1 機器設置に係る対応をはじめ、搬入・据付・配線など工事費・調整費の全ての費用は受注者が負担すること。

9.2 機器設置に係る対応をはじめ、搬入・据付・配線等については当院の職員と協議の上、その指示に従うこと。

9.3 工事は、納期、工事期間の日程を当院の職員と事前に打ち合わせし、その日程に従い完了する

こと。

- 9.4 受注者は納品前に現地下見を病院担当者立会のもと行い、問題が生じる可能性がある場合には、その旨を病院担当者に報告し、設備対応すること。
- 9.5 機器の現場内設置から使用開始までの養生管理、またはそれに伴う保険等は納入業者の負担で行うこと。
- 9.6 搬入・据付時に建物および物品に損傷が起きた場合、受注者が責任を持って現状復帰すること。
- 9.7 試運転・調整・確認・機器清掃終了後に引き渡しされること。
- 9.8 機器設置においては日常業務に支障のないように行うこと。
- 9.9 搬入及び据付工事の実施日時は、原則として病院の勤務時間帯とすること。

## 10 保守体制に関する要件

- 10.1 機器取扱いに関しては、担当する職員等が技術を習得するまで十分教育訓練を行うこと。
- 10.2 保障期間は納入日から賃貸借契約満了日までとし、故障等が生じた場合は担当者を派遣し正常な状態に回復させること。
- 10.3 保障期間中における障害の対応および故障・破損（故意及び使用者の重過失、天災は除く）等による機器の交換・修繕費用については契約金額に含めるものとする。
- 10.4 設置機器に保守担当者の連絡先を明示すること。
- 10.5 納入時に発注者に対し、機器が正常に作動するための点検確認および取扱説明を行うこと。

## 11 故障時の対応

- 11.1 年間を通じて連絡ができる体制であること。
- 11.2 納入後の故障等に対しては、迅速な修復が可能な体制を有することとし、当該体制に関する資料を提出し、担当者の了承を受けること
- 11.3 早急に対応し、連絡点検・代替機器の確保ができること。
- 11.4 調達物品中、故障によって運営に支障をきたす物品については、修理の一次対応を 6 時間以内に開始すること

## 12 アフターメンテナンス

- 12.1 付属する消耗品および機器に関して、仕様変更等が生じた際はその胸を速やかに伝えるとともに、発注者の指示に従い対応すること。
- 12.2 入札以降、納入までの間に新機種開発によりモデルチェンジまたは機能増強され、当院が把握していた機能や設置条件等に変更が生じる可能性がある場合、速やかにその事由を当院に報告し、当院との協議に応じ、最新の製品を納入すること。
- 12.3 設置施設から操作方法等の問い合わせについては隨時対応すること。
- 12.4 機器の設置に際して、機器の取扱方法等の説明・講習会を実施すること

## 13 請求

- 13.1 受注者は各月経過後、賃貸借対象機器 1 ヶ月の料金をとりまとめたうえで請求すること。
- 13.2 賃貸借料金計算の単位は月の初日から末日までとする。
- 13.3 請求書には請求内訳として賃貸借機器毎の明細を記載すること。
- 13.4 料金の請求にあたり、1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 13.5 消費税及び地方消費税に相当する金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

## 14 その他の要件

- 14.1 本仕様書に記載なき事項並びに不明な点は発注者と受注者とが協議して実施するものとする。